

知多市監査委員公告第10号

地方自治法第199条第7項の規定による監査の結果に基づき、知多市長から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、その内容について別紙のとおり公表する。

令和4年10月31日

知多市監査委員 渥 美 秀 登

同 渡 邊 眞 弓

監査の対象 知多市商工会（所管部署 環境経済部商工振興課）

監査実施日 令和4年9月22日

指摘事項等	措置状況
<p>&lt; 指摘事項 &gt;</p> <p>知多市子育て世帯応援商品券事業補助金に係る事業について、対象団体の令和3年度収支決算書を確認したところ、当該補助金に係る収入及び支出が記載されていなかった。</p> <p>知多市補助金等交付規則に則り、補助事業に係る収入支出の状況を明確にするため、団体の収支決算書には記載すべきである。</p> <p>&lt; 監査意見 &gt;</p> <p>補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、所管部署においては、検査書類の見直し等の実施により、対象団体に対し、より確実な審査及び指導監督等を行われたい。</p> <p>また、引き続き知多市商工会との緊密な連絡体制を維持するとともに、計画的かつ適切な指導・監督を実施し、補助金制度の適正な運用に努められたい。</p>	<p>知多市商工会は、当該補助金が商品券換金に限定されるものであったため、商取引との概念が欠落し、決算書への記載をしなかった。交付を受けた補助金は、事業内容にかかわらず、収支決算報告の必要があるとの指摘と認識し、次年度以降善処するとの回答を得た。</p> <p>今後は、補助金の執行状況による補助事業の適正執行の確認を行うとともに、援助団体の決算書により、収入支出の状況を確認するよう運用を見直し、補助事業のより適正な執行に努めます。</p> <p><b>【組織全体】</b></p> <p>幹部会議を通じ、財政支援団体等の所管部署に対し、補助金等交付要綱に沿った適切な指導・監督の実施と適正な運用を徹底するよう注意喚起を行った。</p>